

岩沼市営住宅条例の一部を改正する条例

岩沼市営住宅条例（平成9年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項第5号中「又はイ」を「からウまで」に改め、同号ア中「又は配偶者暴力防止等法」を「、配偶者暴力防止等法」に、「保護が」を「婦人保護施設における保護又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条第1項の規定による母子生活支援施設における保護が」に改め、同号に次のように加える。

ウ 配偶者からの暴力の被害を受けている旨の婦人相談所等による証明書（これと同等のものとして規則で定めるものを含む。）の発行を受けている者

附 則

この条例は、令和5年1月1日から施行する。